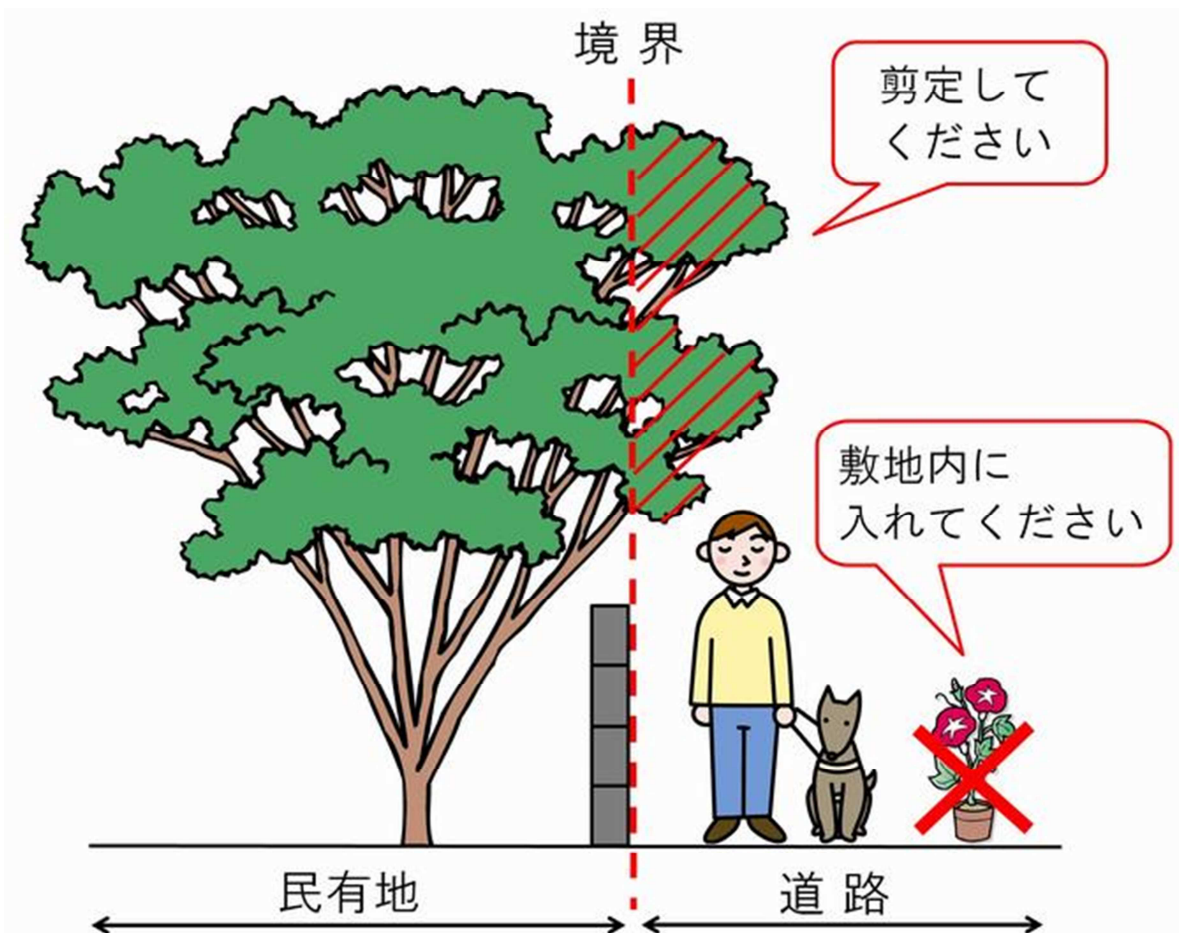


垣根・庭木の剪定のお願い

夏に向かい、各家庭で管理されている垣根や庭木が成長しています。この成長した樹木の枝などが道路にはみ出して、歩行者や自動車の通行に支障を及ぼしたり、信号機や道路標識が見えにくいなど、道路利用者から苦情がよくあります。

民法の規定により、通行車両及び歩行者に庭木の影響で危害が及んだときには、庭木の所有者に責任が発生し損害賠償責任をおうことになります。

垣根・庭木の所有者は、道路にはみだしている枝葉の剪定をお願いします。



【民法第七百十七条】

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

お問い合わせ

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

用地管理課 管理係

電話 0949-25-2206